

## 参 考 资 料

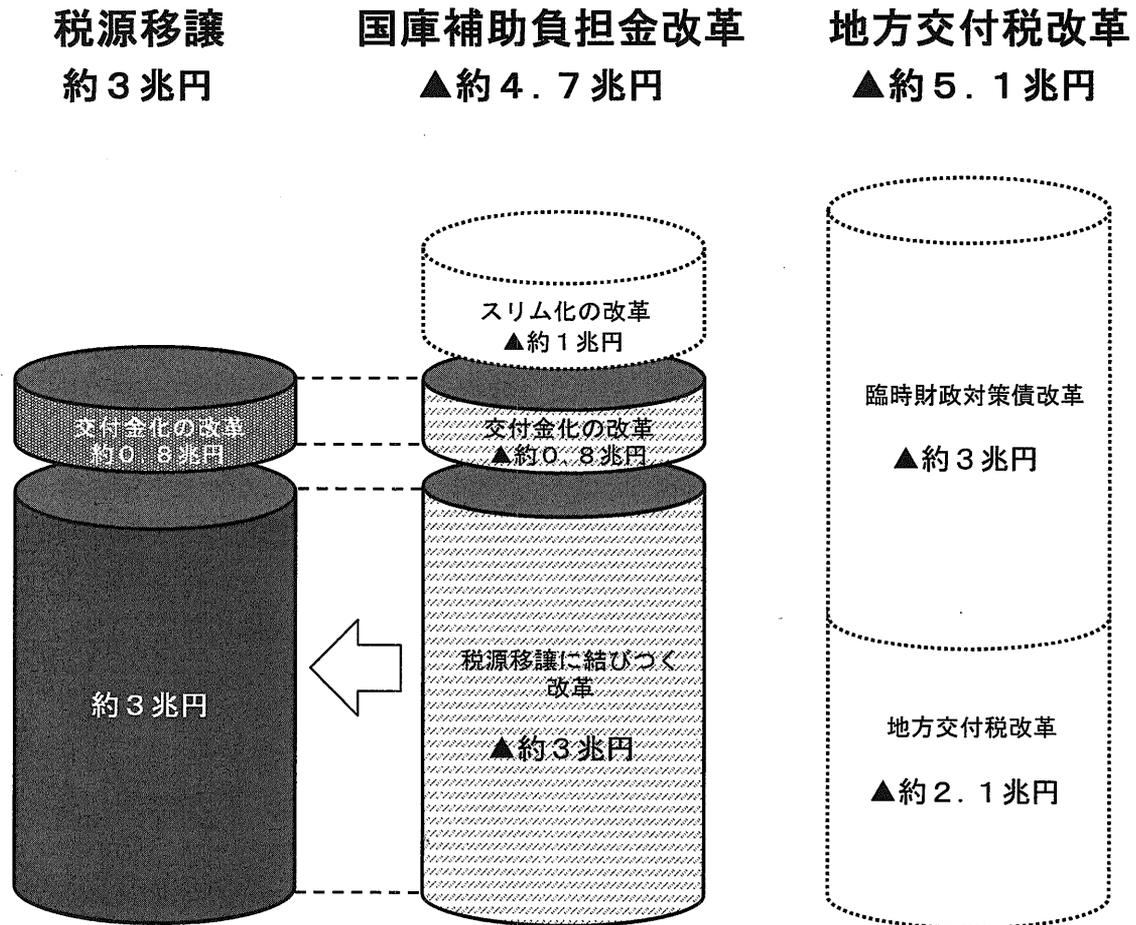
# 目 次

1	地方税財政制度改革のあり方	
	三位一体の改革の全体像	1
	国庫補助負担金改革	1
	地方法人特別税・同譲与税の創設	2
	財政調整の効果	3
	地方税の充実	4
2	地方の基幹税のあり方	
	地方消費税の充実	5
	消費税の軽減税率	6
	国民負担率と経済成長	7
	法人の負担	8
	日本の国際競争力	9
	法人の海外展開と公的負担	10
	地方法人課税の税收	11
	法人事業税の外形標準課税	12
	個人住民税	13
	課税ベースの縮小	14
	税率構造	14
	寄附金控除	15
3	環境税制改革	
	道路特定財源の一般財源化	16
	環境税の導入	17
	自動車関係税	18
(参考)	東京の財政需要	
	機能の集中に伴う膨大な財政需要	19
	大都市東京に顕著な需要	20
	世界都市東京としての需要	21

# 1 地方税財政制度改革のあり方

## 三位一体の改革の全体像

・ 三位一体の改革では、3年度間で、国庫補助負担金の見直し(△約4.7兆円)、地方交付税の総額抑制(△約5.1兆円)、税源移譲(約3兆円)が行なわれた。



注 端数処理の関係で、合計が合わないことがある。

## 国庫補助負担金改革

・ 三位一体の改革における補助金改革の主な内容は、地方の自主性の拡大につながる国庫負担率の引下げ等であった。

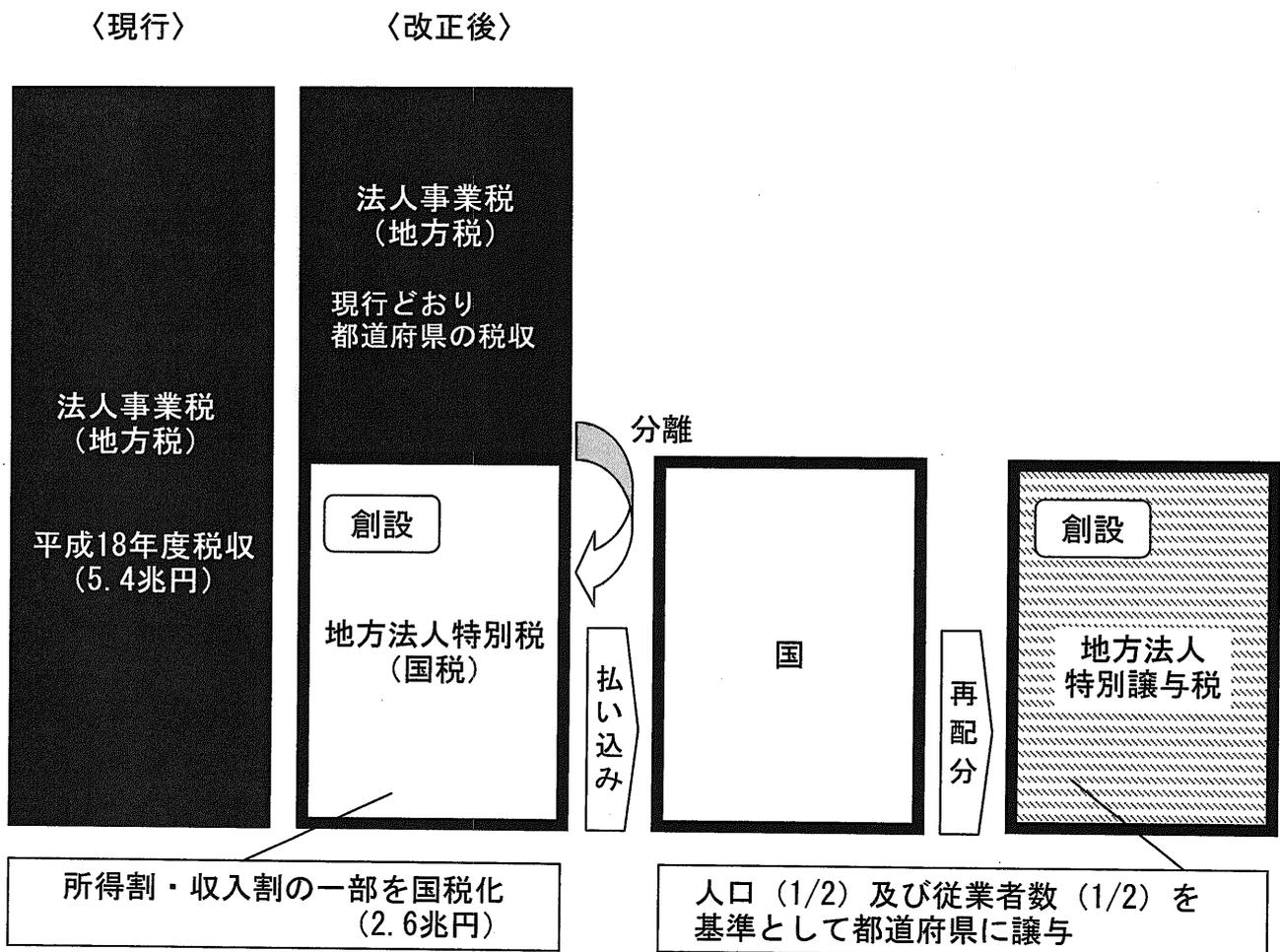
### ○対象となった国庫負担金のうち主なもの

・ 義務教育費国庫負担金	国庫負担率	1/2	→	1/3
・ 児童扶養手当国庫負担金	国庫負担率	3/4	→	1/3
・ 児童手当国庫負担金	国庫負担率	2/3	→	1/3
・ 介護給付費等負担金	国庫負担率	25%	→	20%

## 地方法人特別税・同譲与税の創設

- ・平成20年度税制改正では、税収の地域間格差是正を名目として、法人事業税の一部を国税化し、全国都道府県に人口等で按分して譲与する措置が導入された。
- ・早急に税制の抜本的改革を実施し、法人事業税を復元すべきである。

### [基本的仕組み（全国ベース）]



### [都への影響額等]

#### ○ 都への影響額

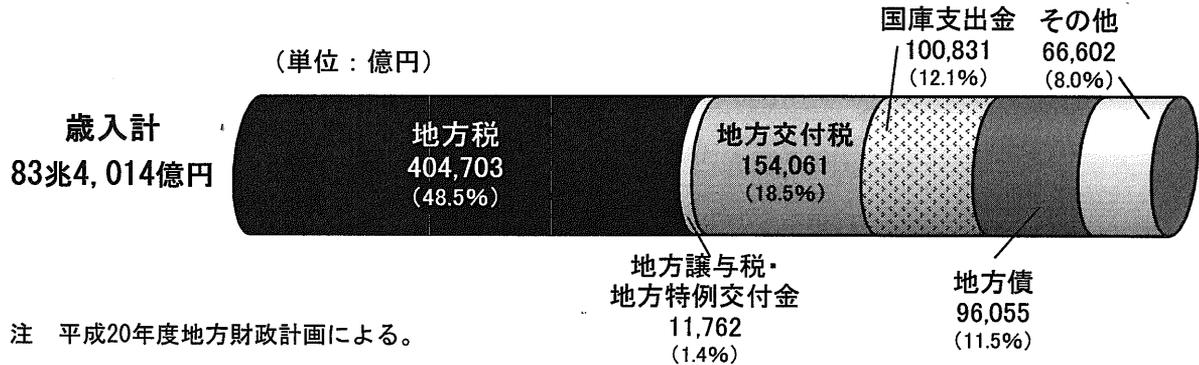
- 平成20年度：△1億円
- 平成21年度：約△2,800億円
- 平成22年度：約△3,200億円

- 平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用  
（※ 地方法人特別譲与税は、平成21年度から各都道府県に譲与）

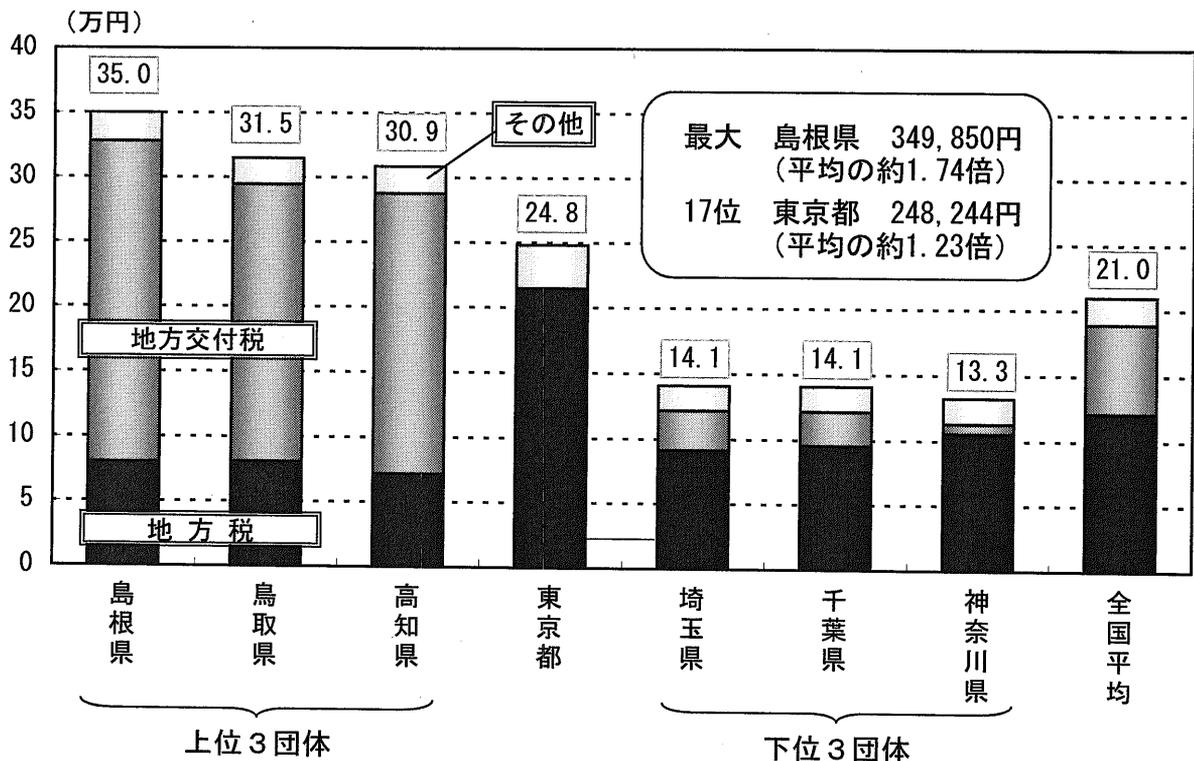
## 財政調整の効果

- ・ 地方自治体間の財政調整は、税収と財政需要の両方を見ることができる地方交付税で行うべきである。
- ・ 地方交付税による財政調整の結果、一人当たりの一般財源でみると、東京都は、第17位、全国平均の1.23倍である。

### <地方の歳入予算の内訳>



### <一般財源の人口一人あたり額の状況(平成18年度決算)>



注1 「地方財政白書」(総務省)により作成。

2 地方税の額は、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金として市町村に交付する額を除いたものである。

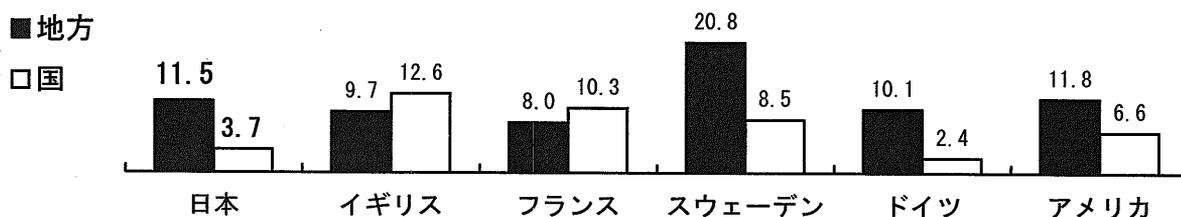
3 東京都の地方税については、上記交付金の他に特別区財政調整交付金、東京都が徴収した市町村税相当額を除いたものである。

4 人口一人あたり額は、平成19年3月31日現在住民基本台帳登録人口で除して得た値である。

## 地方税の充実

- ・ 我が国は、地方の歳出割合が、諸外国に比べて高く、地方は、ほとんどすべての行政分野において国よりも大きな役割を担っている。
- ・ 地方税を充実していくためには、税収規模の大きい基幹税を国と地方で分かち合うことが不可欠である。

〈歳出構成の国際比較(対GDP)〉(社会保障基金を除く、%)



注1 計数は2005年。(“National Accounts Detailed Tables Volume IV (1995-2006)” (OECD))

2 歳出構成は、国・地方それぞれの最終消費支出と総資本形成の合計を名目GDPで割ったものである。

〈歳出純計と租税収入の国と地方の割合〉(平成20年度)

### [歳出純計]

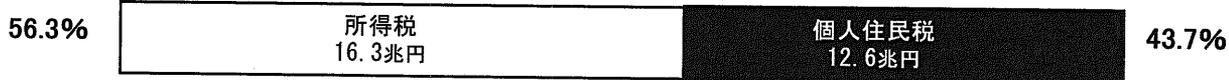


### [租税収入]



### [租税収入(税目別)]

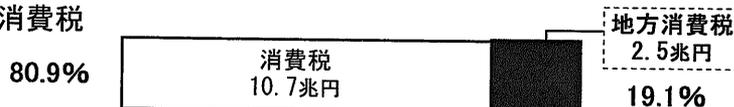
#### ◎ 所得税・個人住民税



#### ◎ 法人税・法人二税



#### ◎ 消費税・地方消費税



注1 「財政金融統計月報」(財務総合研究所)及び総務省資料等をもとに作成。

2 歳出純計は、国の歳出について一般会計歳出当初予算額、地方の歳出について地方財政計画額をもとに、国と地方の歳出の合計額から重複分を差し引いたものである。

3 国税は予算額(特別会計を含む)、地方税は地方財政計画額(超過課税及び法定外税を除く)である。

4 個人住民税は配当割、株式等譲渡所得割及び利子割を含む。

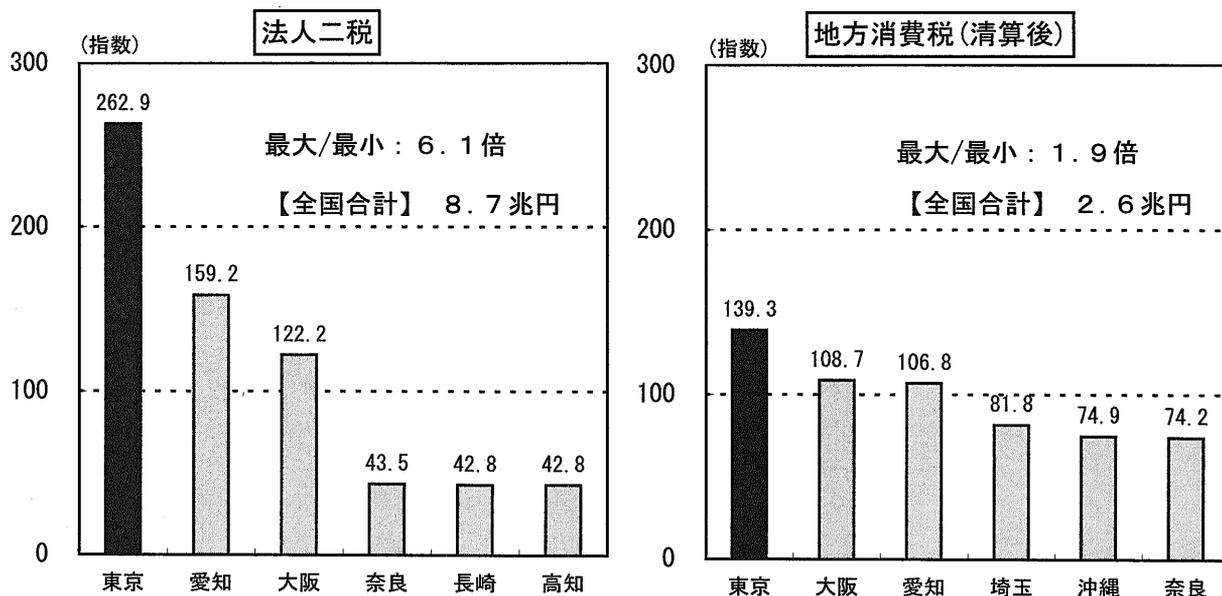
5 各項目の%は国と地方の構成比を示している。

## 2 地方の基幹税のあり方

### 地方消費税の充実

- ・ 地方消費税は、税収が安定的かつ偏在が小さいなど、地方税にふさわしい税である。
- ・ 所得税から住民税への税源移譲に続く次のステップは、地方消費税の充実である。

〈人口一人当たりの税収比較(平成18年度決算)〉



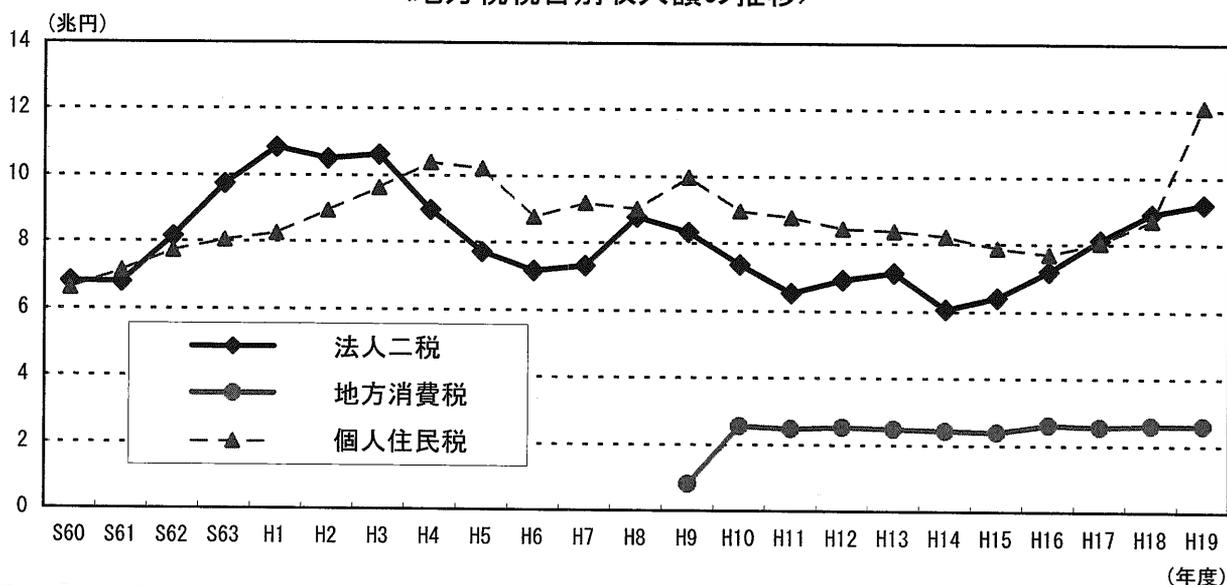
注1 「地方税に関する参考計数資料」(総務省)により作成。

2 全国平均を100とした指数である。

3 各税目ごとに上位3団体と下位3団体を掲載。

4 「最大/最小」の倍率は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。

〈地方税税目別収入額の推移〉



注1 「地方税に関する参考計数資料」(総務省)及び「平成19年度地方税収入決算見込額」(平成20年7月8日 総務省報道資料)により作成。

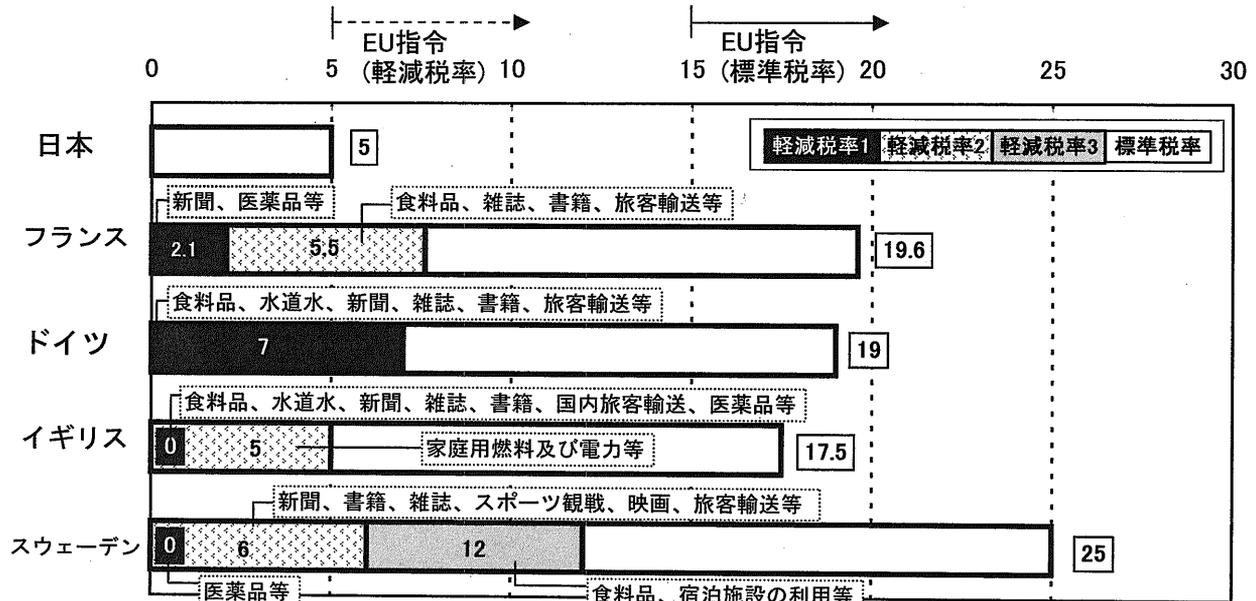
2 法人二税の税収額は、法人県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額である。

3 平成18年度までは決算額、平成19年度は決算見込額(地方財政計画額ベース)である。

## 消費税の軽減税率

- ・ 諸外国の付加価値税においては、食料品や書籍、放送受信料、旅客輸送等について広く軽減税率が設けられている。
- ・ 軽減税率は、低所得者の負担軽減に一定の効果があるが、消費生活が多様化している中で適用範囲の合理的な設定が困難である等の課題もある。

〈主要国の付加価値税率(標準税率と軽減税率)の国際比較〉



注1 「政府税制調査会資料」(出所)IBFD“European Taxation Database” 各国大使館聞き取り調査、欧州連合及び各国政府ホームページ等による。

2 日本の消費税率5%のうち1%相当は地方消費税(地方税)である。

3 EU指令においては、二つ以内の軽減税率の設定を認めているが、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は、望ましくないとされている。

〈軽減税率の導入による家計(1世帯当たり・全世帯ベース)への影響額試算〉

(単位：万円)

年間収入5分位 (平均年収)	消費税額				
	現行	ケースⅠ	ケースⅡ	差引 A-B	軽減割合 (%) (A-B)/A
		(消費税率10% 軽減税率なし) A	(消費税率10% 軽減税率 食料品5%) B		
第Ⅰ分位 (185.7)	6.4	12.8	11.0	1.8	14.06
第Ⅱ分位 (350.5)	9.8	19.6	17.0	2.6	13.27
第Ⅲ分位 (496.4)	11.7	23.3	20.3	3.0	12.88
第Ⅳ分位 (695.6)	14.3	28.5	24.9	3.6	12.63
第Ⅴ分位 (1,215.4)	19.6	39.2	34.4	4.8	12.24
平均 (588.7)	12.3	24.7	21.5	3.2	12.96

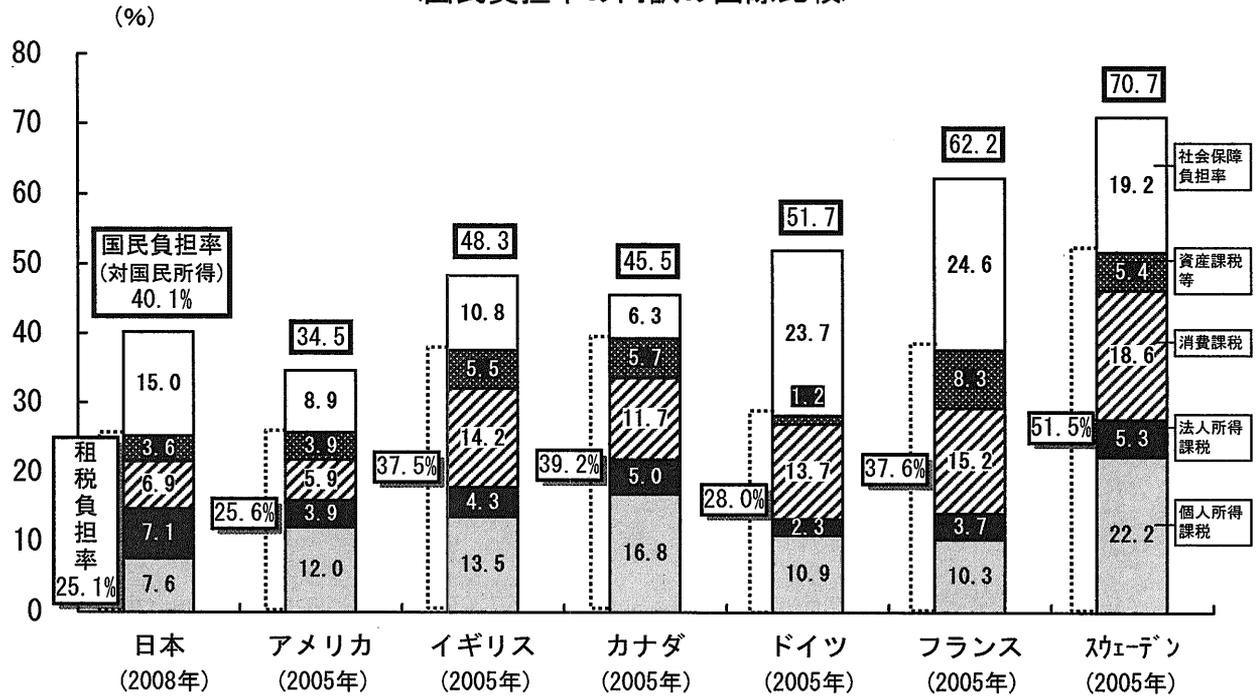
注1 「平成16年度全国消費実態調査」(総務省)を用いて試算した。試算方法については、49、50頁参照。

2 消費税額は1世帯当たりの年間消費税負担額である。

# 国民負担率と経済成長

- ・ 我が国の国民負担率は、諸外国と比べると、低い水準にある。
- ・ 国民負担率と経済成長率の間に明確な相関関係はみられない。

〈国民負担率の内訳の国際比較〉



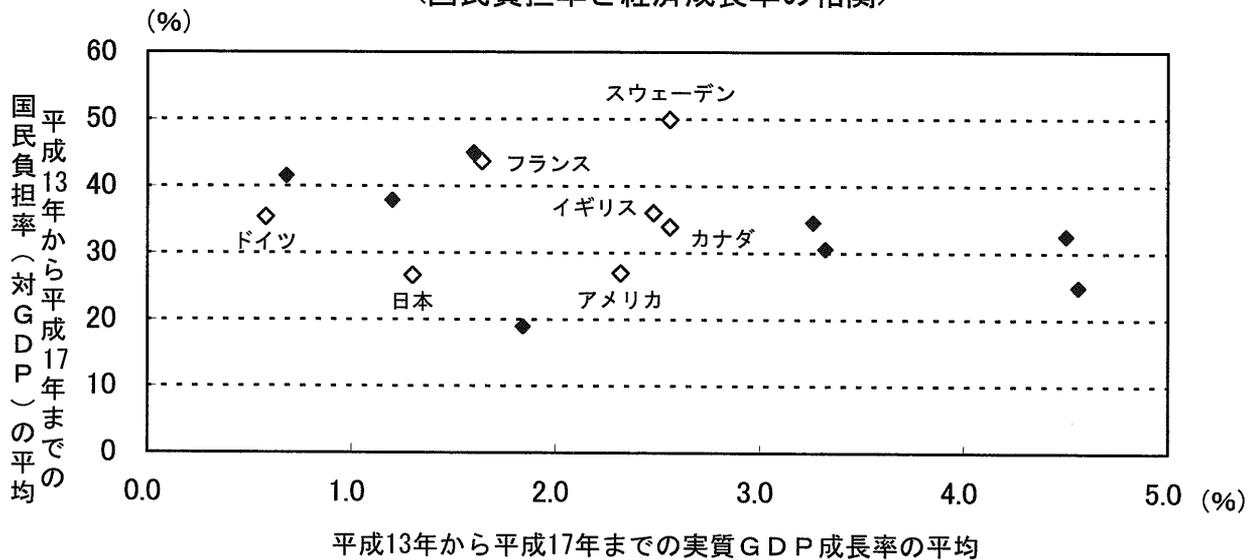
(出所) 「国際比較に関する資料」(財務省ホームページ)

注1 日本は2008年度予算ベース、諸外国は“Revenue Statistics 1965-2006”“National Accounts 1994-2005”(いずれもOECD)による。

2 租税負担率は、国税及び地方税合計の数値である。また、所得課税は資産性所得に対する課税を含む。

3 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

〈国民負担率と経済成長率の相関〉



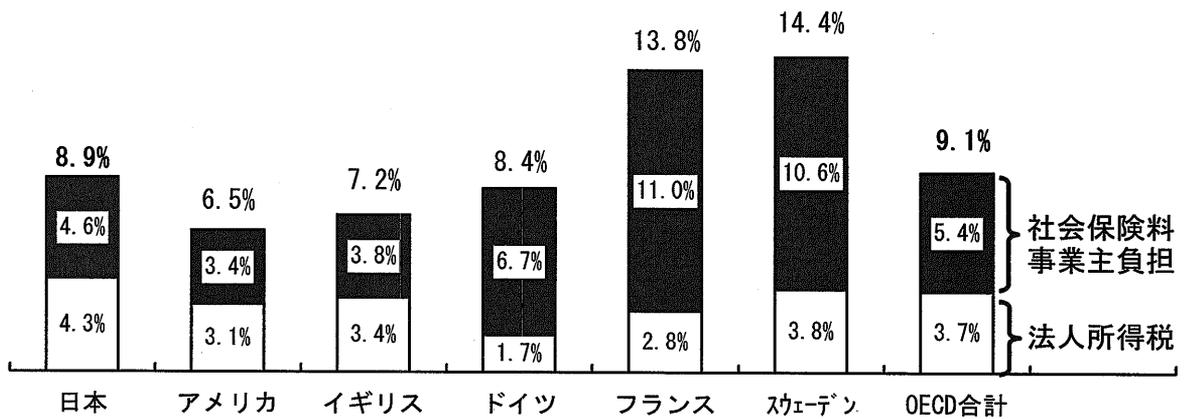
注1 国民負担率は“Revenue Statistics(1965-2006)”(OECD)、実質GDP成長率は“OECD Factbook 2008”による。

2 OECD加盟国のうちGDP上位15カ国をプロットしたものである。

## 法人の負担

- 日本における法人の負担(法人所得税と社会保険料の事業主負担の合計)のGDPに占める割合は、OECD諸国の平均を下回っている。
- 日本の法人課税は、OECD諸国の中で高い水準にあるものの、ここ25年間で法人課税のGDPに占める負担割合の軽減が最も大きいのは日本である。

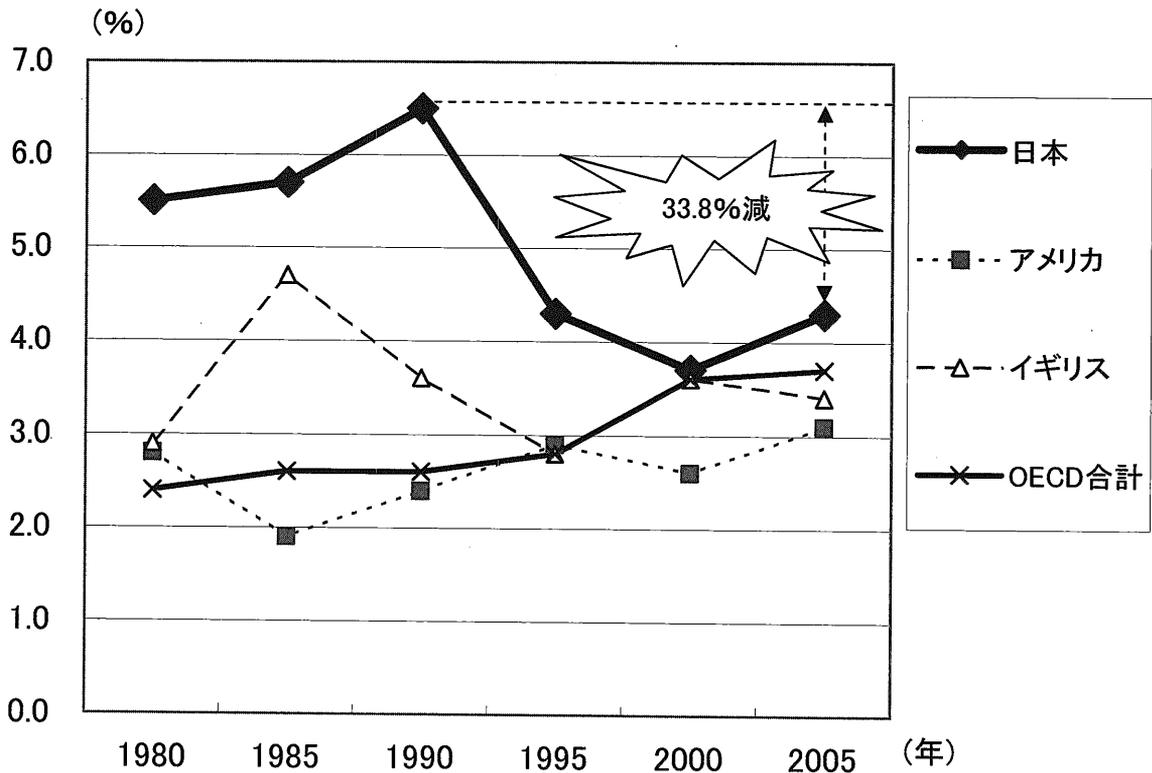
〈諸外国の法人所得税と社会保険料の事業主負担(対名目GDP)〉



注1 計数は2005年。(“Revenue Statistics 1965-2006”(OECD))

注2 法人所得税、社会保険料事業主負担は、それぞれ名目GDPに占める割合を比較したものである。

〈法人課税負担率(対GDP比)の推移国際比較〉



注 “Revenue Statistics 1965-2006”(OECD)により作成。

## 日本の国際競争力

- ・ 世界経済フォーラムの世界競争力報告書によると、日本の国際競争力の阻害要因は、政府の浪費など制度機構、財政赤字、金融市場の脆さなどである。
- ・ 国際競争力と法人の実効税率との間に明確な相関関係はみられない。

### 〈国際競争力と法人実効税率〉

	 アメリカ	 ドイツ	 日本	 イギリス	 フランス
国際競争力順位	1位	5位	8位	9位	18位
法人実効税率	40.75%	29.83%	40.69%	30.00%	33.33%

注1 法人実効税率については、財務省資料「法人所得課税の実効税率の国際比較」(2008年1月現在)による。  
 2 イギリスの法人実効税率については、2008年4月以降28.00%に引き下げられた。

### 〈各指標分野における日本の順位と評価のポイント〉

国際競争力【総合】		8位
<b>〈制度機構〉</b> ・ 公的制度に対する評価（信頼）低下 （汚職、政府の無駄遣い、粉飾決算・報告）	【基礎的条件】	22位
	制度機構	24位
	インフラ	9位
	マクロ経済の安定	97位
<b>〈マクロ経済環境の悪化〉</b> ・ 財政赤字が第120位（2006年対GDP比190%） ・ 財政赤字は毎年度膨張 ・ 金融市場（『銀行の健全性』項目第84位）の脆さ	保健および初等教育	23位
	【効率性向上要因】	13位
	高等教育及び訓練	22位
	商品市場効率	19位
<b>〈高等教育及び訓練分野大幅ダウン↓〉</b> ・ 産学協同分野でやや遅れ	労働市場効率	10位
	金融市場の高度化	36位
	技術的即応性	20位
<b>〈技術革新分野において先鋭的な地位〉</b> ・ 数多くの専売特許、科学者、技術者の能力…第2位 ・ 技術革新、企業の研究開発活動…第3位	市場規模	4位
	【技術革新要因】	2位
	ビジネスの高度化	3位
	事業革新	4位

注 「世界競争力報告書（The Global Competitiveness Report 2007-2008）」（世界経済フォーラム）により作成。

世界経済フォーラム（WEF）が毎年報告

対象：131カ国・地域（2007年）

調査方法：各種公表統計データ及び独自のアンケート調査を実施  
 （世界の経営者等11,000人を対象）

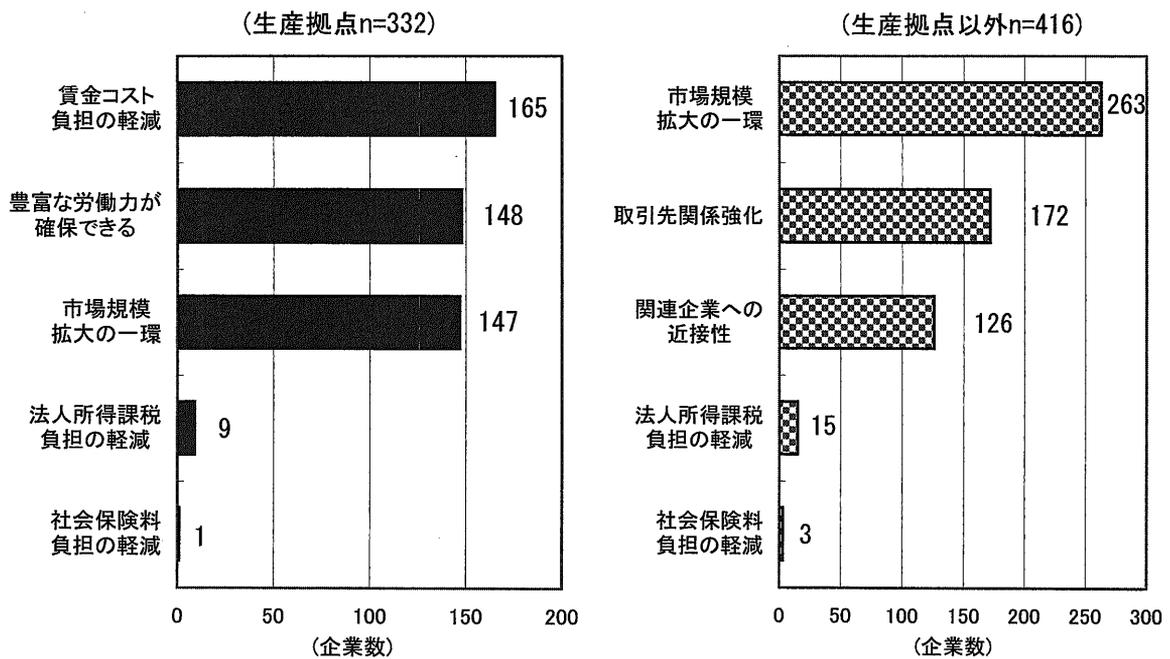
評価指標：世界競争力指数（Global Competitiveness Index, GCI）12分野、110項目

## 法人の海外展開と公的負担

- ・ 都が実施したアンケート調査によると、海外への事業展開の理由で多いのは、生産拠点では「賃金コスト負担の軽減」、「労働力の確保」、生産拠点以外では「市場規模拡大の一環」、「取引先関係強化」である。

### 〈海外への事業展開を決めた理由〉

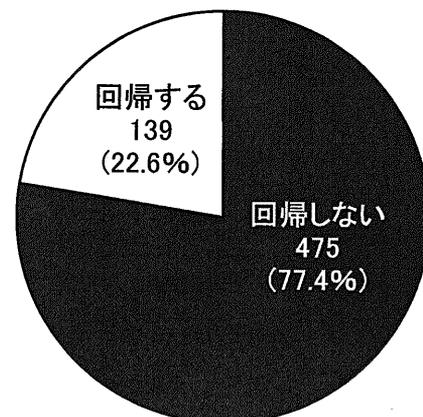
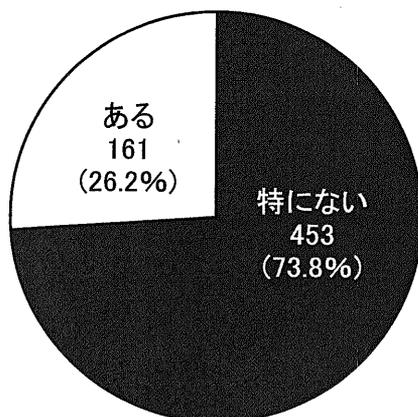
複数回答  
(3つまで)



### 〈海外と日本の公的負担比較〉

### 〈法人実効税率30%になった場合、日本回帰の可能性〉

日本での事業活動が不利と感じるかどうか



注 委託調査報告書「法人所得課税の収集中等に関する国際比較調査」(株式会社帝国データバンク)による。

調査対象：全国全業種・全規模の企業のうち調査協力の承諾が得られたもの  
(対象件数4,720件中、有効回答件数2,974件)

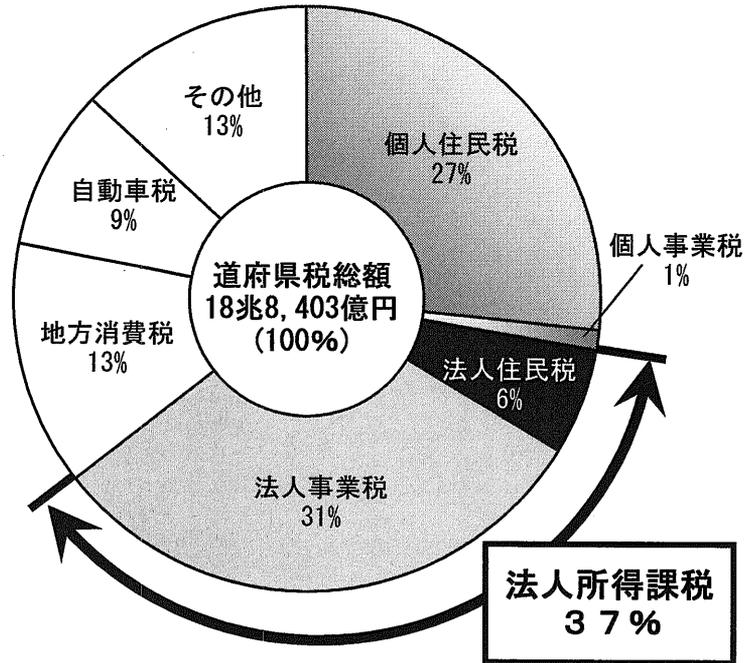
調査方法：インターネットリサーチ法

調査期間：2007年12月6日～12月13日

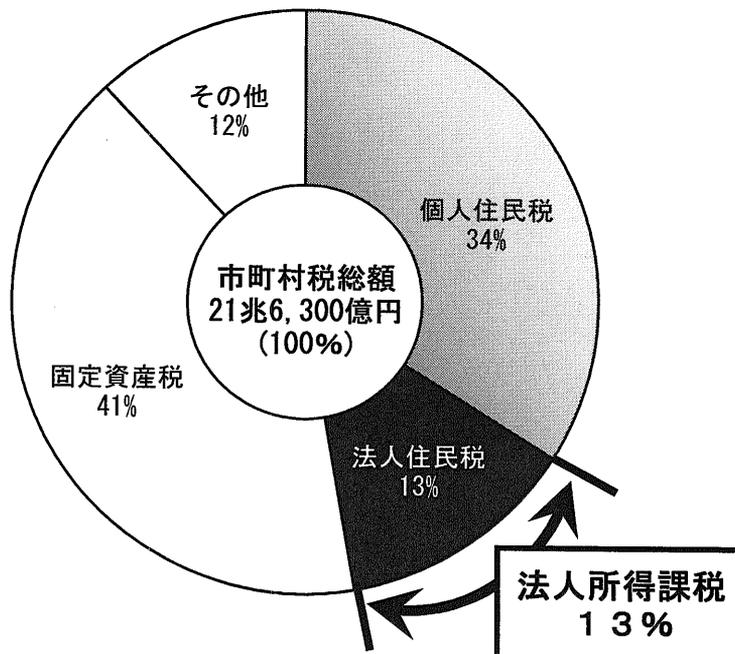
## 地方法人課税の税収

- ・ 地方法人課税は、都道府県においては税収の37%、市町村においては13%を占めており、基幹税の一つとなっている。

〈道府県税収入額の状況（平成20年度予算）〉



〈市町村税収入額の状況（平成20年度予算）〉



注 東京都が都税として徴収した市町村税相当分は、道府県税収入から控除して市町村税収入とした。

## 法人事業税の外形標準課税

- ・法人事業税の外形標準課税は、地方税収の安定化、応益税としての性格の明確化等を図るため、中小法人の負担に配慮しつつ、平成16年度に導入された。
- ・外形基準のうち、付加価値割は、変動係数が小さく、税源偏在の縮小にも効果がある。

### 〈付加価値割が最も偏在度が小さい〉

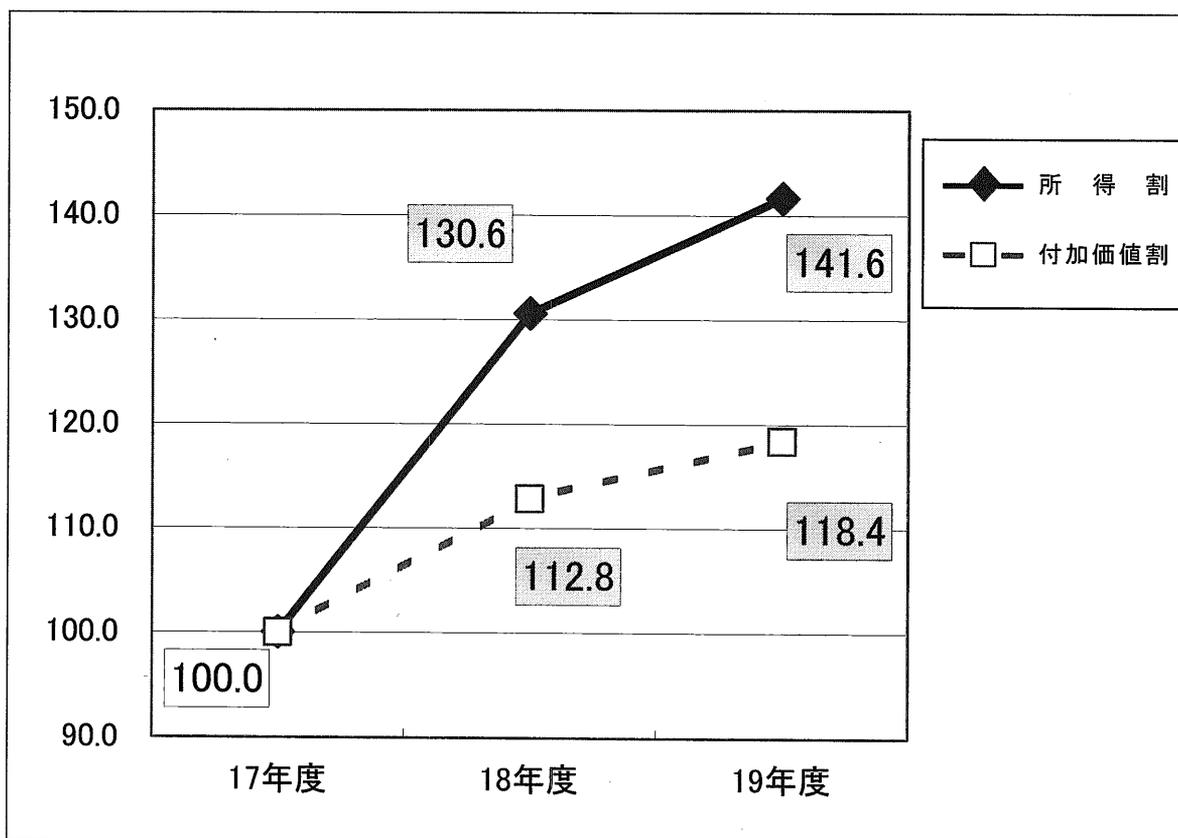
(単位：億円)

	平成19年度の法人事業税額			外形標準課税分 小計	合計
	所得割分	付加価値割分	資本割分		
東京都	6,682	1,298	723	8,703	13,271
全国	24,781	5,051	2,318	32,150	51,793
変動係数	1.992	1.887	2.203		

注1 変動係数は、各都道府県ごとの税収額のばらつきを表したものである。変動係数が大きくなるほど、ばらつきも大きくなる。

2 変動係数は、東京都主税局において計算した。

### 〈付加価値割は所得割と比べて安定的〉

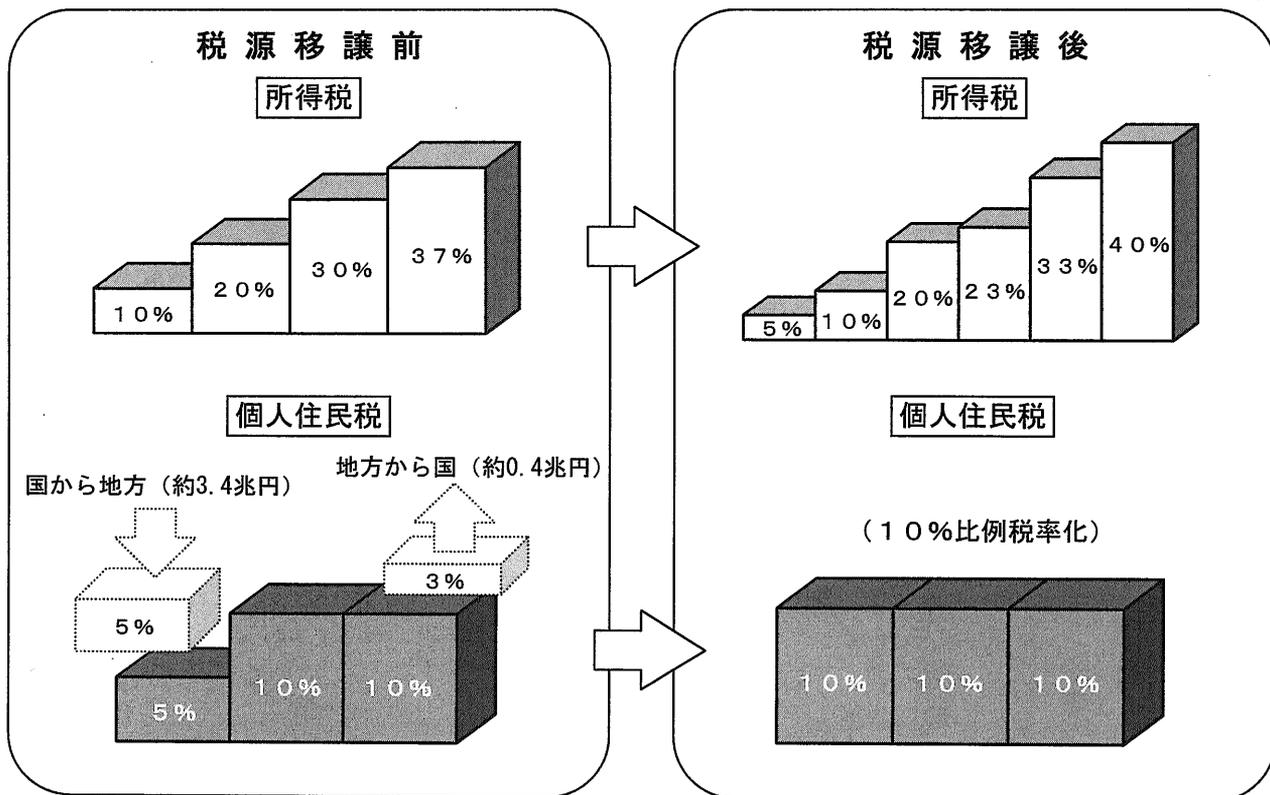


注 平成17年度の付加価値割額及び所得割額を100とした指数である。

# 個人住民税

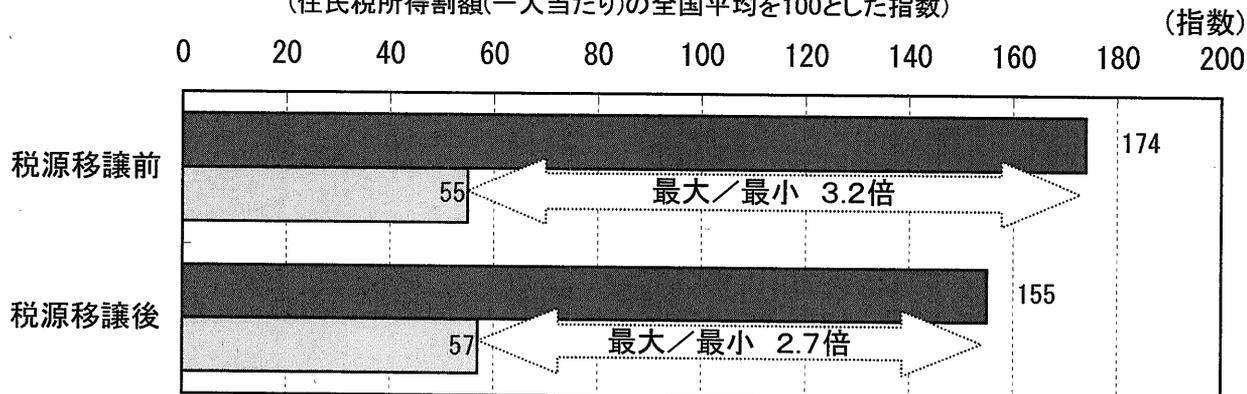
・三位一体の改革において、所得税から個人住民税に3兆円の税源移譲が行われ、地方税の充実が図られた。

〈所得税から個人住民税への税源移譲〉



〈比例税率化による偏在是正効果〉

(住民税所得割額(一人当たり)の全国平均を100とした指数)

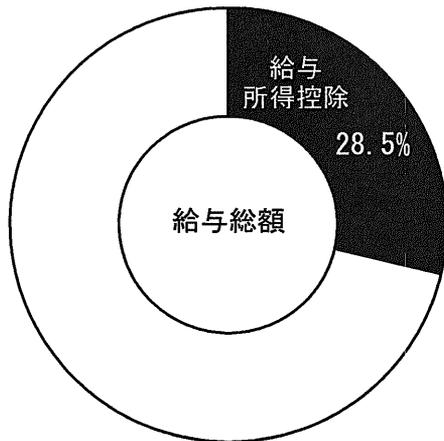


- 注1 「政府税制調査会資料」により作成。  
 2 一人当たり道府県民税所得割・市町村民税所得割の税収額合計の全国平均を100とした指数である。  
 3 一人当たり税収額の算出は、平成17年国勢調査人口による。  
 4 現行税収の一人当たり税収額は、平成16年度決算見込額から算出している。  
 5 比例税率化後の一人当たり税収額は、理論的に計算した、平成18年度所得譲与税の譲与基準である税源移譲見込額に基づき、算出している。  
 6 比例税率化により指数が上昇する都道府県域はもちろん、指数が低下する都道府県域にあっても税収増となる。

## 課税ベースの縮小

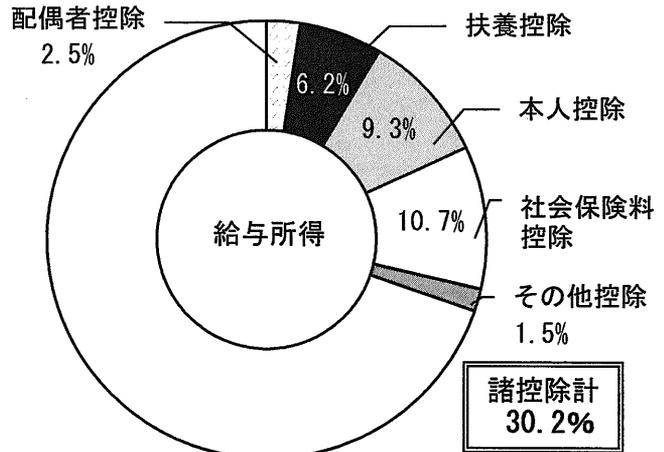
- ・ 給与総額に対する給与所得控除の割合は約3割である。また、給与所得控除後の給与所得に対する諸控除の割合も約3割である。

〈給与総額に対する給与所得控除の割合〉



注 「財務省ホームページ」により作成。  
平成20年度予算ベース。

〈給与所得 (= 給与総額 - 給与所得控除) に対する諸控除の割合〉

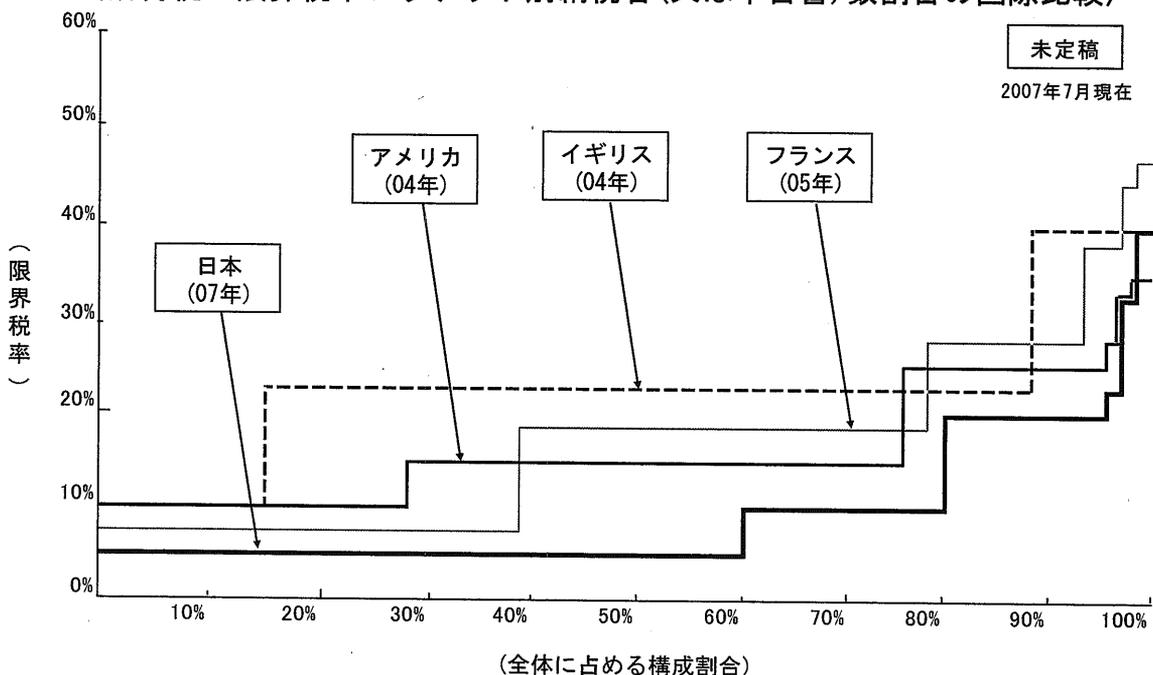


注 「民間給与の実態調査結果(平成18年度)」(国税庁)により作成。

## 税率構造

- ・ 所得税については、納税者の8割が5%、10%の税率に集中している。

〈所得税の限界税率ブラケット別納税者(又は申告書)数割合の国際比較〉



注1 「政府税制調査会資料」により作成。

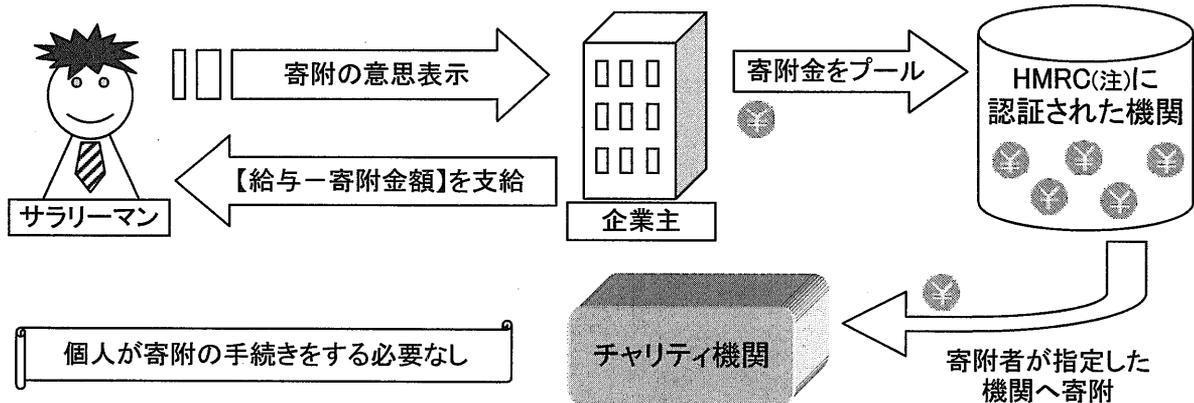
2 日本のデータは、平成19年度予算ベースを基に推計したものである。

3 アメリカは個人単位と夫婦単位課税の選択制。フランスは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計が困難である。このため、ここでは申告書数の割合を掲げている。

## 寄附金控除

- ・ 民の担う公共を促進する観点から、寄附金控除の拡大が図られつつあり、控除割合では、諸外国と遜色ない制度になっている。
- ・ 寄附文化を醸成するためには、税制を含め寄附に係る手続きの簡素化、少額でも気軽にできる環境づくりなど幅広い検討が必要である。

### 〈イギリスにおけるペイロール・ギビング(給与天引き寄附制度)〉



注 HMRC(Her Majesty Revenue & Customs) = 英国歳入関税庁

### 〈米・英・日の寄附金税制の比較〉

	区分	寄附金税制優遇対象団体等	対象団体数	税制上の取扱い	
				所得税(個人)	法人税
アメリカ	公益目的の寄附金	特に公益性の強い団体	1,064,191 (2006年現在)	所得控除 [所得の50%を限度]	損金算入 [所得の10%を限度]
		その他の一定の公益団体		所得控除 [所得の30%を限度]	
イギリス	公益目的の寄附金	チャリティ	190,358 (2007.9現在)	寄附金の22/78相当額が税務当局からチャリティに給付される(ギフト・エイド)(給付額相当の納税必要)	損金算入
日本	公益目的の寄附金	国又は地方公共団体		寄附金額-5千円につき所得控除 [寄附金額は、総所得の40%を限度]	損金算入
		指定寄附金			損金算入
		特定公益増進法人	21,160 (H20.4.1現在)		[一般の寄附金の損金算入限度額と別枠で、(資本金等の額×0.25%+所得金額×5%)×1/2を限度]
	認定特定非営利活動法人	89 (H20.8.1現在)			
	一般の寄附金	—	—	—	損金算入 [(資本金等の額×0.25%+所得金額×2.5%)×1/2を限度]

注1 「政府税制調査会資料」により作成。

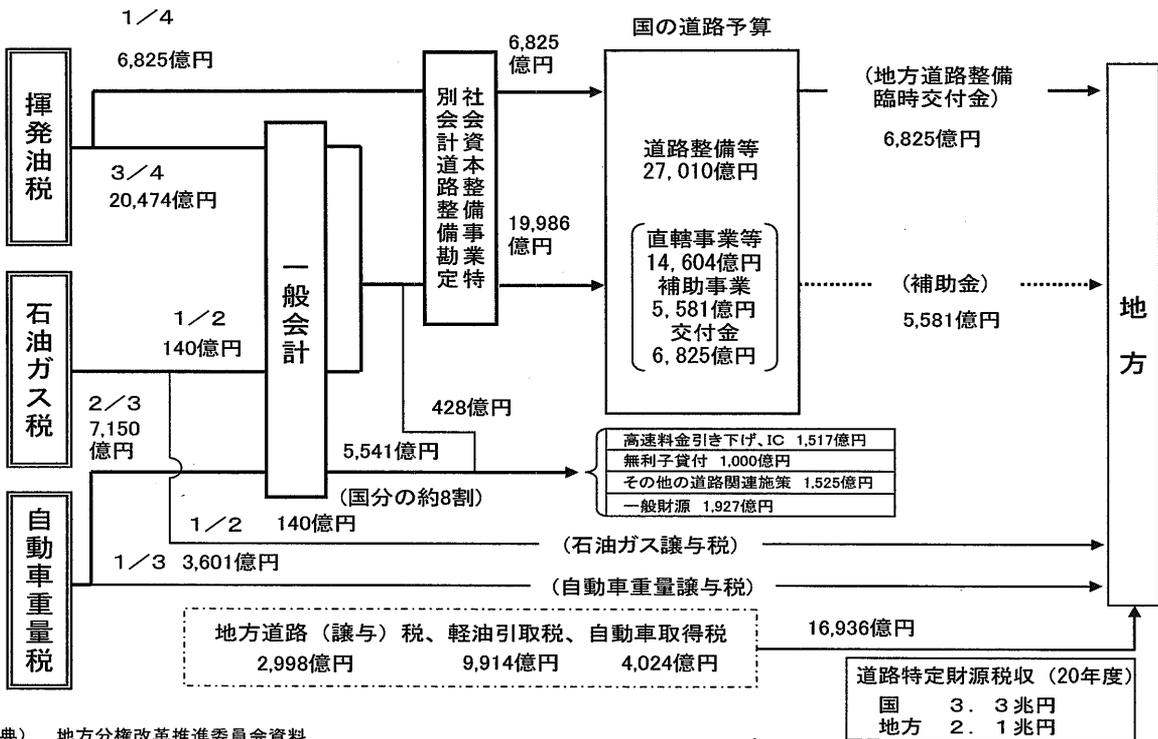
2 対象団体数は、アメリカについては「Giving USA2007」、イギリスについては「チャリティ委員会[2007]」、日本については、財務省HP(特定公益増進法人)、国税庁HP(認定特定非営利活動法人)による。

### 3 環境税制改革

#### 道路特定財源の一般財源化

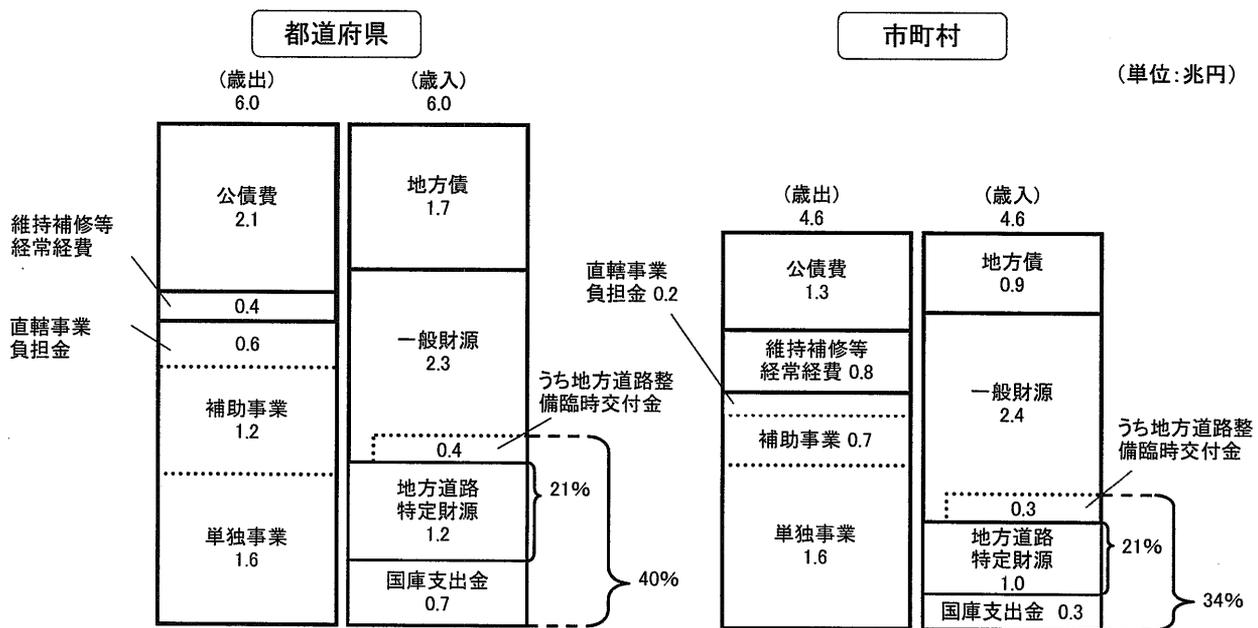
・ 道路特定財源については、平成21年度から一般財源化するとされている。地方は、財源がオーバーフローしている国とは異なり、道路特定財源に加え、一般財源を投入して必要な道路整備を行っている。

〈道路特定財源の体系（平成20年度予算）〉



(出典) 地方分権改革推進委員会資料  
 注1 揮発油税、石油ガス税の用途としては、上記のほか、一般会計で経理する北海道、沖縄の工事諸費199億円がある。  
 注2 揮発油税は、決算調整後の計数である。  
 注3 無利子貸付(1,000億円)は、国債費として国債整理基金特別会計に繰入れた上で、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定へ繰入。

〈地方における道路関係経費の財源構成（平成18年度決算）〉



(出典) 地方分権改革推進委員会資料  
 注1 道路関係経費には、農道・林道・災害復旧等に係る経費を含む。  
 注2 単独事業には地方道路交付金事業(地方道路整備臨時交付金)を含む。  
 注3 数値は小数点第2位以下を四捨五入して計上しているため合計と符合しない。

## 環境税の導入

- ・ 環境税は、地球温暖化対策の有効な手法の一つとして、ヨーロッパにおいて広く採り入れられている。
- ・ 環境税の導入に際し、既存のエネルギー関係諸税との整理が必要である。

### ＜ 欧州諸国における地球温暖化対策に関連するエネルギー税制の概要（未定稿） ＞

(2008年1月現在)

税目	イギリス		ドイツ		フランス			スウェーデン		
	炭化水素油税	気候変動税	エネルギー税	電気税	石油産品内国消費税	天然ガス消費税	石炭税	エネルギー税	炭素税	硫黄税(注1)
主な課税物件										
ガソリン	○	—	○	—	○	—	—	○	○	○
灯油	○	—	○	—	○	—	—	○	○	○
軽油	○	—	○	—	○	—	—	○	○	○
重油	○	—	○	—	○	—	—	○	○	○
石炭	—	○	○	—	—	—	○	○	○	○
LPガス	○(注2)	○(注2)	○	—	○	—	—	○	○	○
天然ガス	○(注2)	○(注2)	○	—	—	○	—	○	○	○
電力	—	○	—	○	—	—	—	○	—	—
用途	一般財源(注3)									

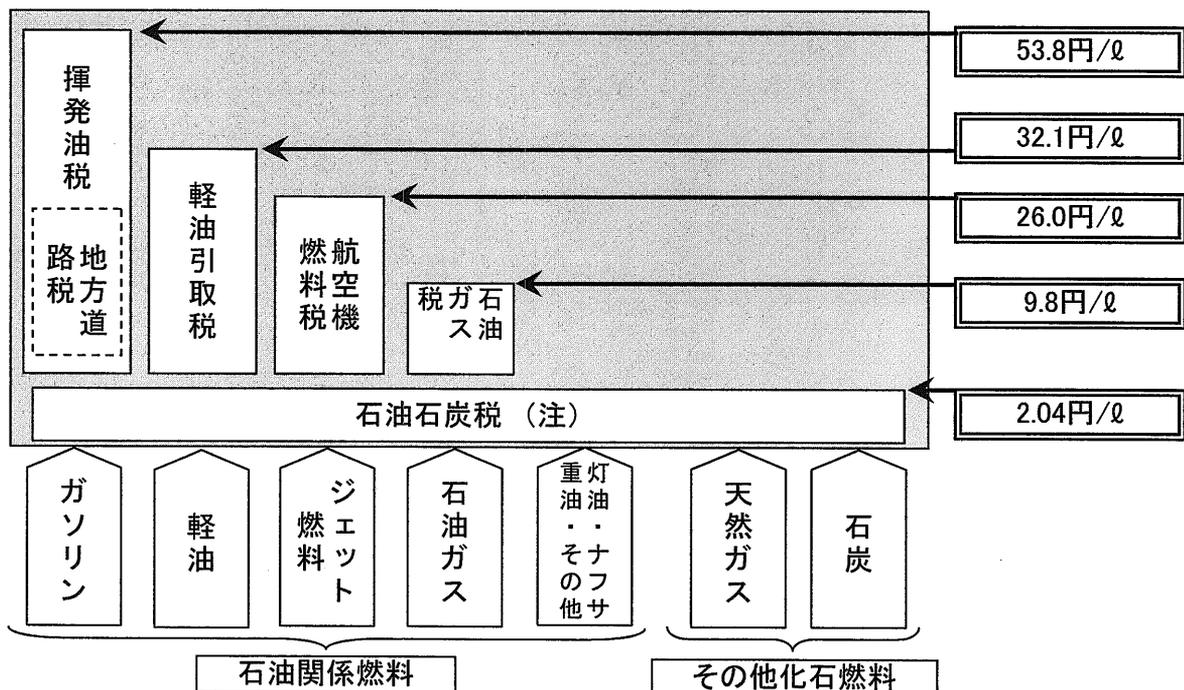
(出典) 財務省ホームページ

注1 スウェーデンの硫黄税は、一定量以上の硫黄を含有するものを課税対象としている。

注2 イギリスでは、道路走行用のLPガス及び天然ガスについては炭化水素油税が課税され、その他のLPガス及び天然ガスについては気候変動税が課税される。

注3 用途について法令上の規定が設けられていないことを示す。但し、ドイツのエネルギー税については、その一部を道路関連の支出に充てることが法令上定められている。

### ＜ 現行燃料課税における税率水準 ＞



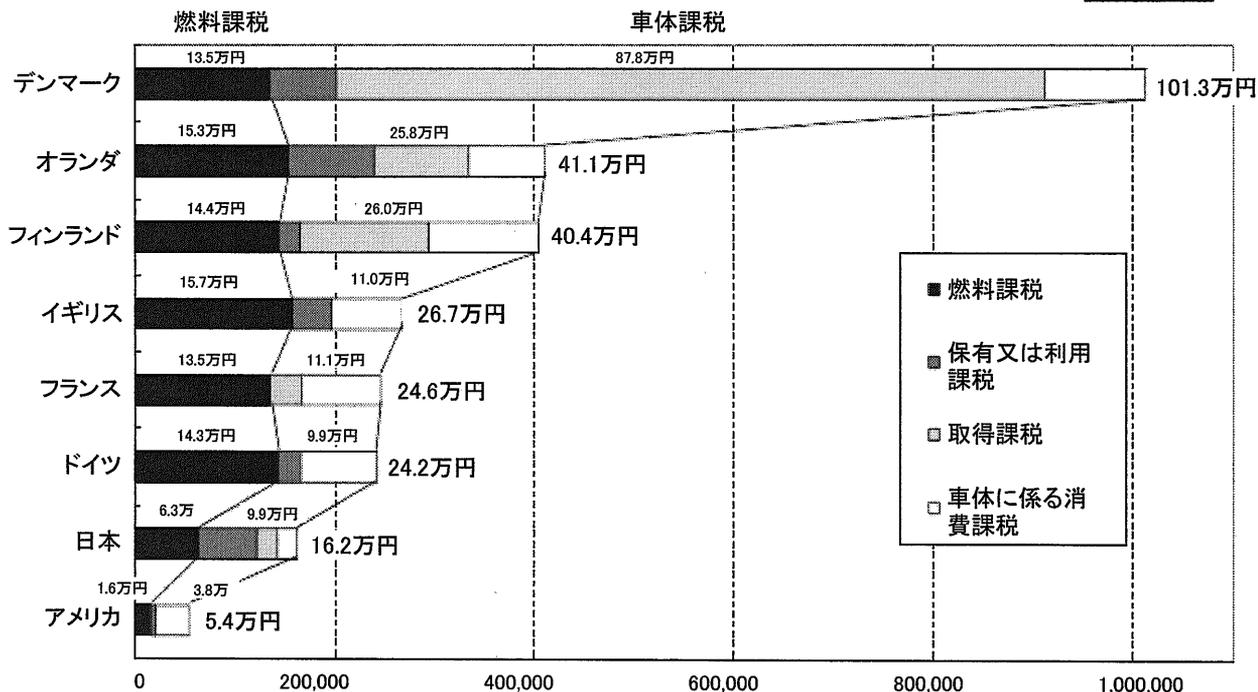
注: 石油石炭税の税率は、以下の区分により定められている。

- ・ 原油及び石油製品 2.04円/ℓ
- ・ ガス状炭化水素(天然ガス等) 1.08円/kg
- ・ 石炭 0.70円/kg

# 自動車関係税

- ・ 自動車に係る年間税負担額は、ヨーロッパ諸国に比べ低い水準にある。
- ・ 車体課税の税収は地方自治体の重要な財源となっている。

＜燃料課税と車体課税の国際比較(年間税負担額)＞  
(2,000ccクラスの自家用車について税抜車体価格を同一とした場合の仮定試算) 未定稿



(出典) 環境省資料

- 注1 車両重量約1.5t、耐用年数6年、年間ガソリン消費量1,000ℓ、平成20年1月現在の税率  
 車体価格(税抜本体価格)は2,430,000円と仮定している。  
 燃料価格(消費税等の税込み)はデンマーク10.206デンマーク・クローネ/ℓ、オランダ1.523ユーロ/ℓ、フィンランド1.416ユーロ/ℓ、イギリス1.046ポンド/ℓ、フランス1.354ユーロ/ℓ、ドイツ1.400ユーロ/ℓ、日本153.3円/ℓ、アメリカ0.851ドル/ℓ(IEA「エネルギー価格と税(2008年第2四半期)」による2008年第1四半期の価格)  
 為替レート: 1ドル=117円、1ポンド=238円、1ユーロ=163円、1デンマーク・クローネ=0.188ドル(2008年上半年期に適用される基準外国為替相場、裁定外国為替相場及び市場実勢相場)
- 2 アメリカの小売上税及び自動車登録税は、ニューヨーク州及びニューヨーク市の税率、フランスの自動車登録税は、パリ地方の税率によった。
- 3 日本については自動車取得税を取得課税として、自動車税及び自動車重量税を保有又は利用課税として、それぞれ整理している。
- 4 上記の他に、保有又は利用課税として、フランスにおいては社用自動車税(法人の所有する自動車が課税対象)及び車軸税(12t以上のトラック等が課税対象)、アメリカにおいては高速道路自動車利用税(約25t超のトレーラー等が課税対象)がある。
- 5 燃料課税には、消費税、小売上税、付加価値税が含まれている。日本の燃料課税については石油石炭税を含む。

## ＜車体課税の税収(平成20年度予算)＞

(単位:億円)

区 分		税 額
地方税	自動車税 (道府県税)	17,148
	自動車取得税 (道府県税)	4,024
	軽自動車税 (市町村税)	1,690
地方譲与税	自動車重量譲与税	3,601
小 計		26,463
国 税	自動車重量税	7,150
合 計		33,613

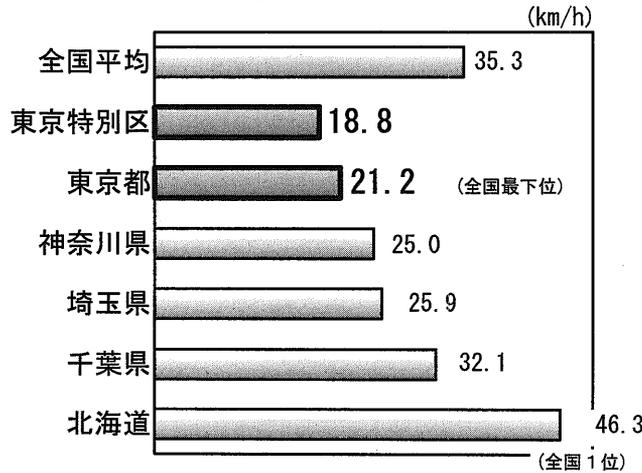
注 平成20年度当初予算、平成20年度地方財政計画より作成。

# (参考) 東京の財政需要

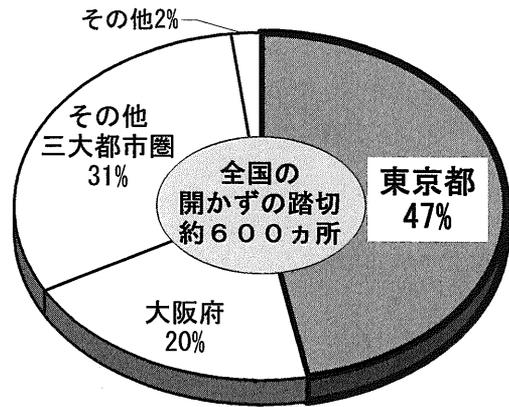
## 機能の集中に伴う膨大な財政需要

・ 東京は、1,300万都民が暮らすとともに、300万人超もの昼間流入人口を抱える大都市である。首都機能や人口・企業の集中は、都市基盤整備や警察等の面で膨大な財政需要を生み出している。

〈混雑時旅行速度〉



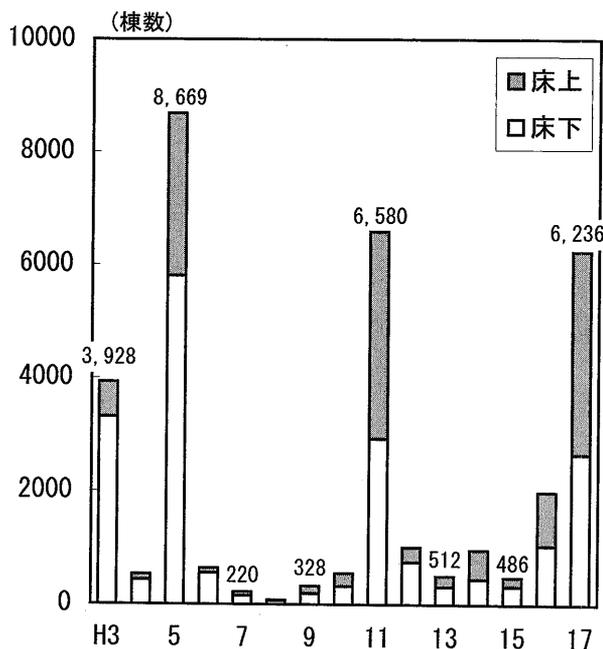
〈開かずの踏切〉



注1 国土交通省資料及び「平成17年度道路交通センサス」(国土交通省)により作成。  
 2 混雑時旅行速度とは、朝または夕方のいずれかのラッシュ時間帯に混雑方向に実走行した際の平均速度である。

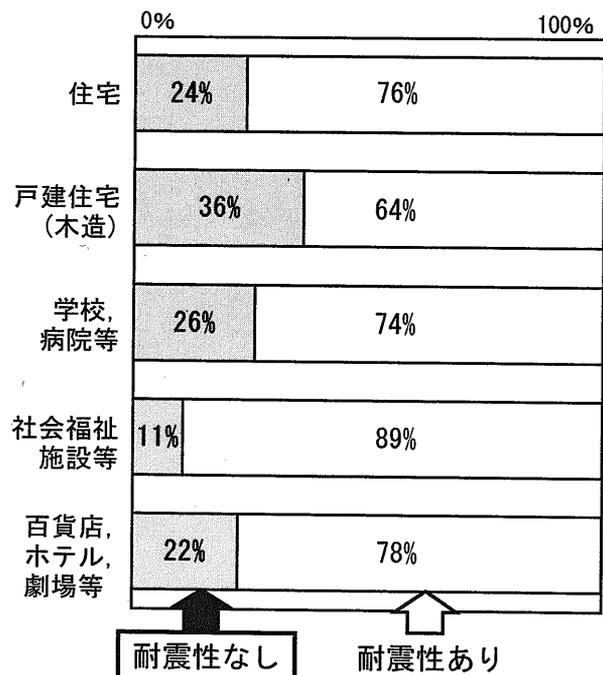
注1 「踏切交通実態総点検」(平成19年4月 国土交通省)により作成。  
 2 開かずの踏切とは、ピーク1時間当たりの遮断時間が40分以上の踏切である。

〈東京都における浸水棟数〉



注 「過去の被害記録」(東京都)により作成。

〈東京都の建物の耐震化の現状〉

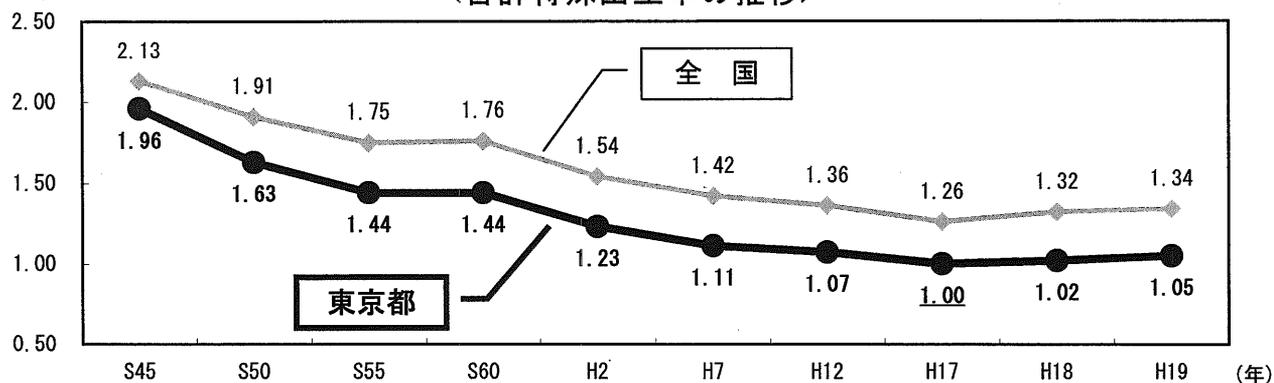


注1 「東京都耐震改修促進計画(平成19年3月)」(東京都)により作成。  
 2 住宅は、平成15年度住宅・土地統計調査等を基に、住宅以外は、平成17年度の特種建築物等定期調査報告を基に国の耐震化率の推計方法に準じて算定した推計値である。

## 大都市東京に顕著な需要

- 東京には、少子化の進行、単身高齢者世帯の増大やワーキングプアなど大都市ゆえに先行的に現れる現象や顕著に現れる課題もあり、その解決のための財政需要が発生している。

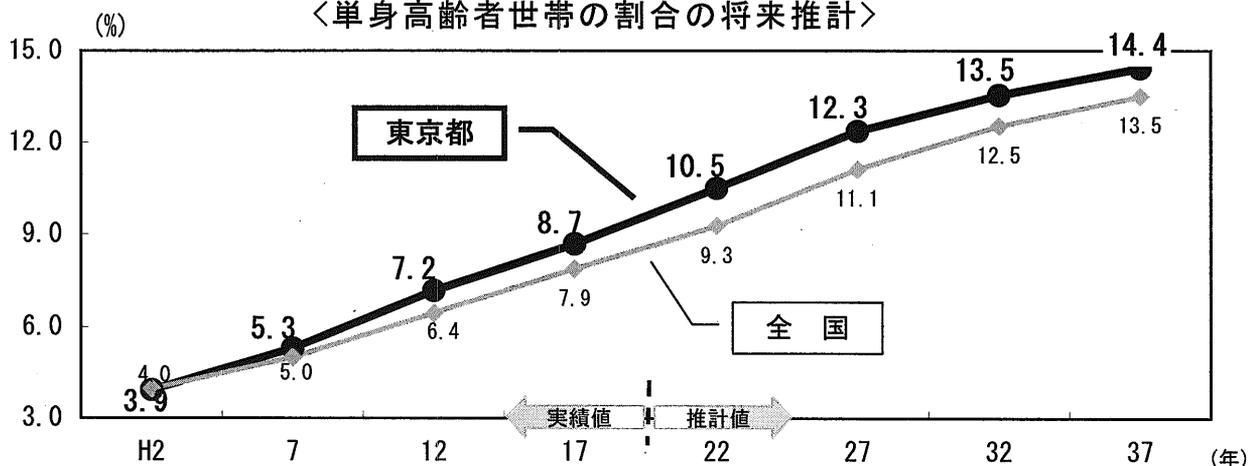
〈合計特殊出生率の推移〉



注1 「人口動態統計年報」(東京都福祉保健局)により作成。

2 平成18年度までは確定数、平成19年度は速報(概数)である。

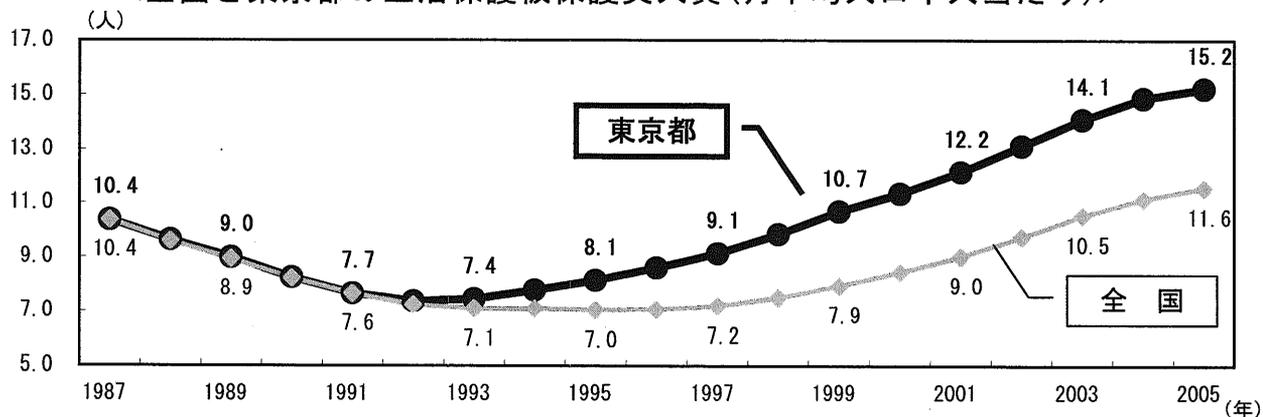
〈単身高齢者世帯の割合の将来推計〉



注1 平成17年までは「国勢調査」(総務省)、平成22年以降は、「日本の世帯数の将来推計(平成17年8月推計及び平成20年3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)により作成。

2 単身高齢者世帯の割合は、全一般世帯数に占める割合である。

〈全国と東京都の生活保護被保護実人員(月平均人口千人当たり)〉

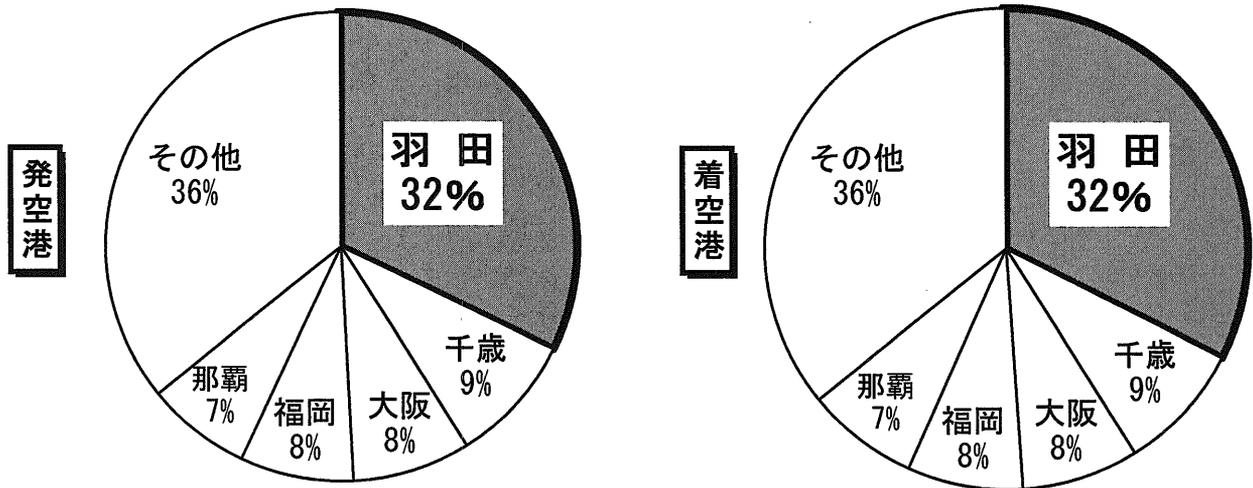


注 「社会生活統計指標」(総務省)により作成。

## 世界都市東京としての需要

- ・ グローバル化が進展する中、東京は、世界都市として、日本を牽引する役割を持ち、それに伴う需要も発生している。

〈国内航空便利用者の3割以上は羽田空港に集中〉



注1 「航空輸送統計年報(平成19年度)」(国土交通省)により作成。  
 2 表示単位未満四捨五入により、合計と内訳が一致しない場合がある。

〈世界の港湾別コンテナ個数ランキングの推移〉

※1 TEU=20フィートコンテナ1個

1976(昭和51)年			1990(平成2)年			2004(平成16)年		
順位	港湾名	万TEU	順位	港湾名	万TEU	順位	港湾名	万TEU
1	ニューヨーク・ニュージャージー	172	1	シンガポール	522	1	香港	2,193
2	神戸	125	2	香港	510	2	シンガポール	2,133
3	ロッテルダム	122	3	ロッテルダム	367	3	上海	1,455
4	香港	103	4	高雄(台湾)	350	4	深圳(中国)	1,366
5	サンファン(プエルトリコ)	88	5	神戸	260	5	釜山	1,143
...			...			...		
8	東京	47	...			...		
...			13	東京	156	...		
...			...			19	東京	336

注 「10年後の東京」(平成18年12月 東京都)により作成。資料は、1976、1990年は「Containerization International Yearbook 1976-1990」、2004年は「The World's Top 100 Container Ports」(2005年8月 A Cargo Systems Supplement)。